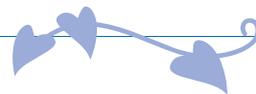


第4章 関連する国や東京都の計画



福生市総合計画（第3期）が策定された平成12年以降、社会経済の動向は大きく変化し、ますます不透明な時代になっています。

平成12年4月に国と地方の関係は、それまでのいわゆる「上下・主従」の関係から、「対等・協力」の関係へと変わってきました。

また、新地方分権一括法は、2010年を目途に改正が予定されており、この改正により地方自治体には更に多くの事務権限が移譲されることが想定されています。

地方自治に係る国と地方との関係が大きく転換される中、各分野においても次のような国や東京都の計画に留意し、まちづくりを進めていく必要があります。

1 教育・文化分野の背景

科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況の変化に対応するため、平成18年12月に新しい教育基本法が施行されました。新しい教育基本法では、国民一人ひとりが豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本が定められるとともに、国及び地方公共団体の責務が明らかにされ、教育振興基本計画の策定に努めることなどが規定されています。

「学校教育」

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援が行なわれる「特別支援教育」（平成19年4月、学校教育法に位置づけ）が進められています。また、国民の食生活をめぐる環境が大きく変化し、その影響が顕在化していることを踏まえ、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目的とした「食育基本法」が平成17年7月に施行され、「食育推進基本計画」が策定されました。

東京都では「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間」「社会の一員として、社会に貢献しようとする人間」「自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間」の育成を基本方針とし、「東京都人権施策推進指針」等に基づく人権教育の推進や、「心の東京革命」教育推進プランに基づく規範意識や思いやりの心の育成、社会貢献の精神を育成する教育の推進、グローバル化と情報技術革命に対応し、「確かな学力」の育成、都立学校におけるICTを活用した授業力の向上、ものづくり人材の育成、特別支援教育の充実、学校体育の充実や公立学校における食育の推進、環境教育や消費者教育の推進、学校における家庭教育への支援や就学前教育の充実を推進しています。

「生涯学習」

中央教育審議会生涯学習分科会は、平成17年6月、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の諮問を受け、国民の生涯を通じた学習活動を推進するための方策や、子どもたちが家庭や地域社会の中で伸び伸びとはぐくまれるような環境を整備するための方策について審議が重ねられ、平成20年2月に答申が示されました。この中で、現在の我が国の状況を整理したうえで、目指すべき施策の方向性や視点が明らかにされ、国民の学習活動の促進や地域社会の教育力の向上等のための、生涯学習の振興方策などについて提言されています。

東京都では家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図るため、学校・家庭・地域・社会が連携した教育活動の推進や外部人材の教育活動への積極的な活用、家庭教育を担う親への支援の充実、「放課後子供教室」の推進、更には、区市町村立図書館との連携・協力等による都立図書館改革の推進を図っています。

「地域文化の創造」

平成13年に成立した「文化芸術振興基本法」やこれに基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を踏まえ、文化芸術の振興に関する施策が総合的に推進されてきました。平成19年2月には第2次基本方針が閣議決定されています。第2次基本方針では、文化芸術の持つ人々を引き付ける魅力や社会に与える影響力を「文化力」と呼び、文化芸術で国づくりを進める「文化芸術立国」の推進が明示されているほか、基本的視点として、①文化力の時代を拓く、②文化力で地域から日本を元気にする、③国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える、の3点が掲げられています。

また、平成18年12月に改正された教育基本法の教育の目標の中では、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた国と郷土を愛し、国際社会の平和と発展に寄与できるように教育を行うこととされました。

東京都では先人たちがはぐくみ、培ってきた我が国の文化や伝統の価値や意義について学ぶ機会の充実に向け、日本の伝統・文化理解教育を推進しています。

2 都市基盤分野の背景

「土地利用」

新たな時代の要請に的確に対応した国土計画制度とするため、国土総合開発法を抜本的に改正し国土形成計画法とする「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律」が平成17年12月に施行されました。

この法律により、量的拡大を図る「開発」を基調としたこれまでの国土計画から、国土の質的向上を図るため、計画対象事項を見直し、国土の利用、整備及び保全に関する施策を総合的に推進する国土計画に改編されました。また、全国計画のほかに、ブロック単位ごとに、国と都府県等が適切な役割分担のもと、相互に連携・協力して策定する広域地方計画「首都圏広域地方計画等」が創設され、地域の自立性の尊重及び国と地方公共団体のパートナーシップの実現が図られることとなっています。



「都市景観」

平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」がとりまとめられ、それとともに、「景観緑三法（景観法、都市緑地法、改正都市計画法）」が平成16年6月に成立、平成17年6月1日に全面施行されました。景観法では、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等について規定されています。

東京都では、都市の記憶を次世代に継承する美しい都市景観の創出や都民、企業と共同した取組などにより、建築物や広告物が調和した街並みの形成を推進しています。

「道路」

平成14年3月に鶴ヶ島JCT(ジャンクション)から日の出IC(インターチェンジ)まで開通していた首都圏中央連絡自動車道(圏央道)は、平成17年3月に日の出IC～あきる野IC間が、また、平成19年6月にはあきる野IC～八王子JCT間がそれぞれ開通し、中央自動車道と関越自動車道が圏央道によって結ばれました。その後も順調に工事が進められており、平成24年度までには東名高速道路～東関東自動車道間が圏央道によって結ばれ、平成27年度までには概ね全線が開通する予定となっています。

なお、国土交通省では、平成20年度～平成29年度の10年間を計画期間とした「道路の中期計画(素案)」が平成19年11月にとりまとめられましたが、今後の事業の見通しは、まだ明らかにされていません。

東京都では、東京の最大の弱点である慢性的な交通渋滞を解消し、国際競争力を高めるとともに、快適で利便性の高い都市を実現するために、首都圏の交通の円滑化を図り、日本全体の社会・経済活動を支える三環状道路を整備と併せアクセス道路の重点的な整備、また、都市の骨格を形成するため、多摩の南北方向、区部と多摩を結ぶ東西方向の道路の整備を推進しています。

「防災、防犯」

政府の中央防災会議では、2～3百年間隔で発生する関東大地震のようなマグニチュード8クラスの地震の間に数回発生するとされている、マグニチュード7クラスの首都直下地震に関し、予防から応急、復旧・復興までの対策のマスタープランとして位置づけられる「首都直下地震対策大綱」が、平成17年9月にとりまとめられました。

大綱の中では、甚大な被害への対応として、①計画的かつ早急な予防対策、②広域防災体制の確立、③復旧・復興対策、④膨大な避難者、帰宅困難者の対応、⑤地域防災力、企業防災力などについて予防対策や応急対策への備えなどの推進方策がまとめられています。また、平成18年4月には、定量的な減災目標と具体的な実現方法を定めた「首都直下地震の地震防災戦略」がとりまとめられました。

東京都では、平成19年5月に東京都地域防災計画を修正し、首都直下地震による被害の想定結果や10年以内の減災目標を定め、具体的な震災対策を推進しているほか、東京都地域防災計画で定めた減災目標の達成に向け東京都震災対策事業計画を策定し、都内の旧耐震基準の住宅や建築物の耐震化を促進するなど災害に強い東京の実現を目指しています。

また、東京都耐震改修促進計画を策定し、地震により想定される被害の半減を目指して、都内の旧耐震基準の住宅や建築物の耐震化を促進し、災害に強い東京の実現を目指しています。更に、防災訓練等の充実が重要であることから、震災時における都、区市町村及び各防災機関

の連携を構築するため、実践的な訓練を実施し、災害対応能力の向上を図っています。

平成19年8月には都市型ゲリラ豪雨対策に向け、「東京都豪雨対策基本方針」をまとめ、対策を促進するエリア（対策促進エリア）を選定し、床上浸水等防止策や生命を守る対策、公民の役割分担の明確化など、ハード・ソフト両面の方向性を打ち出しています。

安全・安心まちづくりの推進を図るため、平成15年10月に「東京都安全・安心まちづくり条例」が施行されましたが、地域住民などにより多くの自主防犯ボランティア団体が新たに結成され、防犯パトロールなどの積極的な防犯活動や各種防犯対策が推進されています。

「交通安全」

平成15年1月の内閣総理大臣施政方針演説において、今後10年間で交通事故死者を半減させ、道路交通に関して世界で一番安全な国とすることを目指すという決意が表明されました。

この目標の実現のため、高齢者人口及び高齢運転免許保有者の増加を背景として、65歳以上の高齢者が全体の3分の1を超えて最も多くなっていることや、高齢者の交通事故死者数が他の年齢層と比較して高い水準で推移していることなどを踏まえ、平成15年3月に「本格的な高齢社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策について」が決定されました。

また、平成18年3月には、平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間とする「第8次交通安全基本計画」が取りまとめられました。この計画では、人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案し、究極的には交通事故のない社会を目指すことや高齢者、障害者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保する「人優先」の交通安全思想などが基本理念とされています。

東京都では、警視庁を中心に交通事故の防止や二輪車交通事故の防止、飲酒運転の根絶、高齢者が原因の交通事故の低減、パーキングメーター等の設置による事故や渋滞要因の解消や放置駐車違反の取締り強化を推進しています。

3 生活環境分野の背景

「住宅」

少子高齢社会を迎え、現在及び将来の国民の豊かな住生活を実現するため、「住生活基本法」が平成18年6月に公布、施行されました。この法律では、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定められています。また、同法に基づき、平成18年度から平成27年度までの10年間における国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として、「住生活基本計画（全国計画）」が平成18年9月に策定されました。

東京都では、平成19年3月に良質な住宅ストックと良好な住環境の形成、都民が適切に住宅を選択できる市場の環境整備、住宅に困窮する都民の居住の安定の確保を基本方針とした「東京都住宅マスタープラン」を策定しました。現在、このプランに基づき、成熟した都市にふさわしい豊かな住生活の実現に向けて、「住まいの安全・安心の確保」と「世代を超えて住み継がれる住宅まちづくり」の二つの視点に立ち、必要とされる施策が重点的に実施されています。



「環境保全、環境衛生」

平成9年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約会議において採択された、いわゆる「京都議定書」は、その後法的拘束力をもつ目標設定とともに、地球温暖化など気候変動の原因とされる温室効果ガスの排出量を削減するための枠組が取りまとめられ、平成17年2月に発効しました。これにより我が国は、2008年（平成20年）～2012年（平成24年）の間に温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）比較で6%削減することを国際公約としました。

これを受け、京都議定書の6%削減約束の達成に向け、「京都議定書目標達成計画」が策定され、平成17年4月に閣議決定されました。

東京都では平成20年（2008年）8月に第三次にあたる「東京都環境基本計画」を策定し、人類・生物の生存基盤の確保に向け、平成32年（2020年）までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減、都内から発生する廃棄物の最終処分量を平成28年度（2016年度）までに2000年度比55%削減、健康で安全な生活環境の確保に向け、SPM^{*1}及びNO₂（二酸化窒素）の環境基準を2010年度までに全測定局で達成、光化学スモッグ注意報発令日を平成28年（2016年）までに0日とする等の具体的な目標を定めています。

「水と緑」

平成16年6月に成立した景観緑三法の中では、緑地の保全・緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するための法律として都市緑地保全法及び都市公園法の改正が行なわれています。

この改正により、都市緑地保全法については、緑の基本計画の計画事項に都市公園の整備に関する事項が加えられ、大規模敷地建築物に緑化の義務づけを行う緑化地域制度が創設されるなど、民有地も含めた緑化や都市公園整備の総合的な推進が図られることとなりました。

また、市町村が定める総合的な都市における緑のマスタープランとして位置づけられている「緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）」については、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全・緑化の推進のための施策に関する事項、特別緑地保全地区内の緑地の保全のための事項等に加え、新たに都市公園整備の方針が定められ、「緑の基本計画」は、緑地の保全、緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するための基本計画として位置づけられることとなりました。

東京都では、平成18年末に策定した「10年後の東京」で、第一の柱に掲げられている水と緑の回廊で包まれた美しいまち東京の復活に向け、全庁横断型の戦略的組織である「緑の都市づくり推進本部」を設置し、「緑の東京10年プロジェクト」を推進しています。

そこでは、海の森公園の整備、街路樹の倍増（都内の街路樹を100万本に倍増）、校庭の芝生化（都内の全公立小中学校の校庭を芝生化）、都市公園の整備（都市公園を新たに300ha開園）、海上公園の整備、水辺の緑化（河川など水辺空間の緑化）が主な施策として推進されています。

※1 SPM：Suspended Particulate Matterの略。大気中に浮遊している粒子状物質のことで、代表的な「大気汚染物質」のひとつ

4 福祉、保健、医療分野の背景

「福祉」

平成12年4月にスタートした介護保険制度は、介護保険総費用の急速な増大や将来見込まれる高齢者人口の増加、認知症や一人暮らしの高齢者への対応などを見据え、平成18年4月に大幅に改正されました（一部は平成17年10月改正）。

障害者福祉に関しては、平成15年4月、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障害者自らがサービスを選択し事業者との対等な関係に基づき契約によりサービスを利用する「支援費制度」に変更され、利用者数が増加するなどの効果は得られたものの、サービスに係る費用が予想を超えて伸びたことや支援費の支給決定を行う際の全国統一な基準がないこと、更にはサービス利用状況に地域差が大きいことなどの課題が見られたことから、平成17年10月に「障害者自立支援法」が制定され、平成18年4月から施行されました。

平成18年12月には、それまでの交通バリアフリー法に代わり「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、旅客施設・車両や特別特定建築物のほか、道路、路外駐車場、都市公園や不特定多数の人が利用する建築物等においても高齢者、障害者の移動の円滑化に向けた努力義務が課されることとなりました。

「保健、医療」

政府・与党医療改革協議会は、超高齢社会における社会保障制度の持続可能性を確保する観点から、平成17年12月に医療制度改革大綱をとりまとめ、平成18年6月には医療制度改革関連法が成立されました。

東京都では、平成18年2月に本格的な高齢化や人口減少社会の到来など時代が大きく転換する中、改めて都の基本姿勢を明らかにするため、「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定し、6つの分野ごとに新たな政策が推進されています。

子ども家庭分野においては、子どもが健やかに生まれ、はぐくまれる社会を目指し、総合的な子育て相談・支援体制の整備、「すべての子育て家庭」への支援の充実、小児医療の充実、親と暮らせない子どもたちへの支援の充実を柱としています。

高齢者分野においては、高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指し、介護予防システムの都内全域での展開、地域生活を支えるサービス基盤の充実、認知症に対する総合的な施策の推進を柱としています。

障害者分野においては、地域生活や就労など、「自立」をめざす障害者の支援に向け、地域生活を支えるサービス基盤の充実（障害者地域生活支援・就労促進3か年プランの推進）、障害者の就労促進策の拡充、精神障害をはじめ、重症心身障害、発達障害等に対する施策の充実・強化を柱としています。

生活福祉分野においては、「ユニバーサルデザイン」による福祉のまちづくりの推進等を、また、健康づくり・医療政策分野においては、ライフステージを通じた「健康づくり」の推進、症状に合った「医療提供システム」の整備、地域生活を支える「在宅医療」の充実、365日24時間、安全・安心の医療の提供を柱としています。

健康安全分野においては、「感染症」の脅威対策、「脱法ドラッグ」対策、「食品」の安全確保対策の充実、「花粉」による健康被害対策を柱としています。



5 産業分野の背景

「商工業」

中心市街地の衰退と郊外型大型店舗の乱立に歯止めをかけるべく、平成10年にまちづくり三法（中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、都市計画法（改正））が制定されました。その後、中心市街地の状況は必ずしも改善されず、効果が期待されないことから、平成18年5月にこのまちづくり三法は改正されることとなりました。

また、平成19年6月には「中小企業地域資源活用促進法」が施行されました。この法律では、産地の技術、農林水産品、観光資源といった地域の特徴ある産業資源（地域資源）を活用した中小企業による事業活動を支援することにより、地域における中小企業の事業活動の促進を図り、地域経済の活性化を通じて国民経済の健全な発展に寄与することが目的とされています。

東京都では、厳しい経済情勢を受けて、国の緊急保証制度に対応した資金繰り緊急支援、取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止し、経営の安定を図るため中小企業倒産防止共済掛金の緊急助成、中小企業設備リース事業等緊急の中小企業支援対策を実施しています。

また、魅力ある商店街づくりの支援に向け、「新・元気を出せ！商店街事業」や商店街の次代を担う若手商人の育成を中心に据え、商店、商店街の経営改善をお手伝いする「商店街パワーアップ作戦」、多面的に人材育成を行う「若手商人研究会」「商人大学校」「中小小売商業活性化フォーラム」「商人インターンシップ」など「進め！若手商人育成事業」を推進しています。

「観光」

平成15年1月の内閣総理大臣施政方針演説において掲げられた日本を訪れる外国人旅行者を2010（平成22）年に倍増する目標を受けて、同年7月に「観光立国行動計画」が決定されたほか、議員立法により「観光立国推進基本法」が平成18年12月に成立、平成19年1月から施行されています。また、「観光立国推進基本法」に基づき、観光立国の実現に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国の実現に関するマスタープランとして「観光立国推進基本計画」が平成19年6月に策定されました。「観光立国推進基本計画」では、観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針や目標とともに、「観光立国推進基本法」で政府が総合的かつ計画的に講ずべきと示された施策等について定められています。

東京都では、平成19年3月に「東京都観光産業振興プラン」を策定し、東京の魅力を一躍的に向上させ、活力と風格ある世界都市・東京の実現により、年間1,000万人の外国人旅行者が訪れる「10年後の東京」が示す都市像を目指し、行政・民間事業者・都民が一体となって観光産業の振興を進めています。

「消費生活」

消費者が安全で安心できる消費生活を送ることができる環境を整備するため、これまでの「消費者保護基本法」が改正され、今日の経済社会にふさわしいものとするべく、平成16年6月、「消費者基本法」が制定されました。消費者基本法では、消費者政策の基本理念として“消費者の権利の尊重”と“消費者の自立の支援”が基本とされています。また、平成17年4月には、消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むための基本的方針として、平成17年度から平成21年度までの5年間を期間とする「消費者基本計画」が定められました。

経済・社会の情報化の進展に伴い、官民を通じてコンピュータやネットワークを利用して大

量の個人情報処理されている一方、プライバシー等の個人の権利利益侵害の危険性・不安感も増大しつつあることを背景に、だれもが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として、個人情報保護法が平成15年5月に成立・公布され、平成17年4月に全面施行されました。この法律では、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的として、民間事業者が個人情報を取り扱ううえでのルールが定められています。

東京都では、平成20年8月に示された、第20次東京都消費生活対策審議会の答申「東京都消費生活基本計画の改定について」及び提言「国の消費者行政一元化の取組を踏まえた東京都への提言」を受け、東京都消費生活基本計画（平成20年度～24年度までの5ヵ年計画）を改定しました。東京都消費生活基本計画は、都の消費生活関連施策を総合的・計画的に推進するための基本指針とされ、この計画に基づき、高齢者・若者等を狙う悪質商法の撲滅や東京都消費生活総合センターの強化等緊急に取り組む対策や消費者被害の防止と救済、悪質事業者の市場からの排除、「自ら考え行動する」消費者になるよう支援するなどの施策が展開されています。

6 市民参加分野の背景

平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年12月に「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17年12月には、第二次となる「男女共同参画基本計画」が策定されました。第二次計画では、①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、②女性のチャレンジ支援、③男女雇用機会均等の推進、④仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し、⑤新たな分野への取組、⑥男女の性差に応じた的確な医療の推進、⑦男性にとっての男女共同参画社会、⑧男女平等を推進する教育・学習の充実、⑨女性に対するあらゆる暴力の根絶、⑩あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指すことなどが示されています。

また、平成19年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定されました。憲章では、国民全体の仕事と生活の調和の実現が我が国社会を持続可能で確かなものにするうえで不可欠であることから、国は、国民運動を通じた機運の醸成、制度的枠組の構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むこととされています。

東京都では、平成12年に全国に先駆け制定した「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」を策定し、特に子育て支援と配偶者暴力対策の分野において独自の計画を策定しました。その後、本格的な人口減少・高齢化社会の到来や経済の急速なグローバル化に伴う雇用形態の多様化、都民の価値観や生活様式の多様化に対応し、「チャンス&サポート東京プラン2007」を定め、「仕事と生活の調和の推進」「女性のチャレンジ支援の推進」を主要な柱とし、雇用における男女平等参画の促進、男女平等を阻害する暴力への取組など、時代に対応した男女平等参画施策が展開されています。



7 行財政分野の背景

「地方分権」

“地方にできることは地方に”という理念のもと、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、いわゆる「三位一体の改革」として、平成16年度から平成18年度にかけて、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しが行なわれました。国庫補助負担金改革については、3年間で約4.7兆円の補助金が廃止・縮減されました。また、税源移譲については、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として3兆円規模の本格的な税源移譲が実施されました。一方、地方交付税の見直しについては、地方交付税及び臨時財政対策債が3年間で約5.1兆円抑制されることになりました。

平成18年12月には、国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権改革推進法が成立しました。この法律は、地方分権改革の推進について、その基本理念や国と地方双方の責務、施策の基本的な事項が定められ、必要な体制が整備されるものであり、同法に基づき、国と地方の役割分担や国の関与の在り方について見直しが行なわれ、これに応じた税源配分等の財政措置の在り方について検討が進められるとともに、地方公共団体の行政体制の整備及び確立が図られることになりました。

東京都では平成21年2月、これまで着実な推進に取り組んできた「多摩リーディングプロジェクト」を拡充し、多摩の総合的な振興策として再編成するものとして「多摩振興プロジェクトー多摩の総合的な振興策ー」を策定しました。

「多摩振興プロジェクトー多摩の総合的な振興策ー」は、首都圏の中核をなす多摩の実現を目指し、東京都がどのように多摩振興に取り組むかを新たな視点で明らかにしています。なお、これに先がけ平成19年12月には『「10年後の東京」への実行プログラム2008』が、更に平成20年12月には、「実行プログラム2009」が策定され、都全域で展開する事業や緊急課題に対応する事業についても多摩の振興に資する事業は「多摩プロジェクト事業」として積極的に取り入れ、その充実を図るとともに、国等への働きかけや市町村への支援についても積極的に取り組んでいます。

「多摩プロジェクト事業の推進」では、多摩の優位性を活かし、存在感を発揮するため、「新しい流れをつくる多摩～基盤整備～」 「モノを生み出す多摩～産業～」 「魅力を活かす多摩～自然・観光～」 「暮らしを守る多摩～安全・安心～」 「人を育む多摩～スポーツ・教育～」 「エコを発信する多摩～環境～」 の6つの施策テーマで、新たな視点に立ってソフト系事業を追加するなど、合計で60事業に取り組んでいます。

「国等への働きかけ」では、国や鉄道事業者をはじめ関係機関が事業主体となる事業や道路など隣接県との連携が必要な事業も多いことから、東京都は、国等に対し、横田基地の軍民共用化、外環・圏央道・国道16号・中央線複々線化等事業促進を目指し強力に働きかけることとしています。

「市町村への支援」では、都は広域的自治体の立場から、各種の支援策を着実に推進するとともに、まちづくりなどに共同して取り組んで効果的な事業展開を図るなど、自主性・自立性の向上に資する行財政支援、人的支援、助言・情報提供等、市町村を積極的に支援していくこととしています。

8 基地問題

平成17年10月29日の日米安全保障協議委員会において、「日米同盟：未来のための変革と再編」が取りまとめられました。この中で、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢再編について言及されており、米軍横田基地に関しては、①自衛隊と在日米軍の間の接続性、調整及び相互運用性が不断に確保されるよう、共同統合運用調整所が設置されること、②日本の航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊が米軍第5空軍司令部と併置されること、③2009年に工事が行われている羽田空港拡張を念頭に置きつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するための措置が探求されること、などとされています。

その後、平成18年5月の日米安全保障協議委員会では、「再編実施のための日米のロードマップ」が取りまとめられました。

現在、都内には8つの米軍基地があります。米軍基地の存在は、都民の生活に様々な影響を与えるとともに地域のまちづくりの障害となっていることから、東京都は、都民の生活の安全を守り、地域のまちづくりを推進するため、「都内米軍基地の整理・縮小・返還」を国に働きかけているとともに、返還までの対策として、個別の基地問題の解決に努め、共同使用の促進や基地周辺対策の充実・強化などに取り組んでいます。